

第 5 章 資料編

第5章 資料編

【1】策定経過

期 日	項 目	内 容
令和5（2023）年度		
令和5（2023）年 10月3日（火）	令和5年度 第1回 東広島市男女共同 参画推進審議会	・ 東広島市審議会等委員への女性登用状況について ・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（きらきらプラン）の取組状況について ・ 男女共同参画推進事業の取組状況について ・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定に係る市民意識調査等について
令和5（2023）年 11月～12月	市民意識調査及び事業所調査	・ 市民2,000人、事業所200件を対象に調査を実施
令和6（2024）年 3月26日（火）	令和5年度 第2回 東広島市男女共同 参画推進審議会	・ 会長・副会長の選出 ・ 令和5年度男女共同参画推進事業の後期取組状況及び令和6年度取組予定 ・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定に係る市民意識調査結果等について ・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定について
令和6（2024）年度		
令和6（2024）年 5月	男女共同参画に関する関係 団体調査	・ 市内の関係団体や事業所等を対象に、男女共同参画の推進に係る意見を伺う調査を実施
令和6（2024）年 8月8日（木）	諮問 第3次東広島市男女共同参 画推進計画（後期実施計画） について	・ 市長から東広島市男女共同参画推進審議会へ諮問
令和6（2024）年 8月8日（木）	令和6年度 第1回 東広島市男女共同 参画推進審議会	・ 東広島市審議会等委員への女性登用状況について ・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（きらきらプラン）の取組状況について ・ 男女共同参画に関する関係団体調査報告について ・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定に係る計画骨子（案）について
令和6（2024）年 10月10日（木）	令和6年度 第2回 東広島市男女共同 参画推進審議会	・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）きらきらプラン（素案）について

期 日	項 目	内 容
令和6（2024）年 11月～12月	パブリックコメント （意見公募）	・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）きらきらプランについて意見公募
令和7（2025）年 1月29日（水）	令和6年度 第3回 東広島市男女共同 参画推進審議会	・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）パブリックコメントの対応について ・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）最終案の確認について ・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）概要版等について ・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定（答申）について
令和7（2025）年 3月4日（火）	答申 第3次東広島市男女共同参 画推進計画（後期実施計画） について	・ 東広島市男女共同参画推進審議会から市長へ 答申

【2】東広島市男女共同参画推進審議会委員名簿

No	委員名	現職等	備考
1	市場 一也	東広島市教育委員会 教育長	
2	大久保 武	シャープ株式会社 通信事業本部 経営管理統轄部 総務部 人事課長	
3	小坂 哲也	元広島国際大学 健康科学部 医療福祉学科 教授	副会長
4	財満 俊子	東広島市農業委員会 農地利用最適化推進委員	
5	坂田 桐子	広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授	会長
6	坂本 公子	男女共同参画まちづくり パンセの会 代表	
7	住田 公恵	エスポワール登録団体「森のゆりかご」 代表	
8	高橋 秀子	自治組織「you 愛 sun こうち」 副会長	
9	藤本 千里	清水ヶ丘高等学校 看護専攻科 非常勤講師	
10	前延 国治	東広島市 副市長	
11	山平 貴宏	連合賀茂豊田地域協議会 副議長	

令和7（2025）年3月現在・50音順・敬称略

【3】数値目標一覧

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
1 仕事と子育て・介護等 の両立支援 (女性活躍推進計画)	① 「職場」において男女の地位が平等だ と思う市民の割合	32.7%	50%以上
	② ワーク・ライフ・バランスに積極的に取 り組んでいる企業の割合	31.8%	55%以上
	③ 育児休業を取得した男性従業員がいる 事業所の割合 (配偶者が出産した男性従業員のうち)	55.8%	80%以上
2 女性の活躍推進とあ らゆる分野における 女性の参画の推進 (女性活躍推進計画)	④ 市の審議会等に占める女性委員の割合	27.7%	35%以上
	⑤ 市の管理職(課長以上)に占める女性職 員の割合	24.9%	30%以上
	⑥ 「地域社会」において男女の地位が平等 だと思う人の割合	23.5%	35%以上
3 誰もが地域で多様な 暮らしを認め合い、 能力を発揮できる基 盤づくり	⑦ 1年間に健康診断(健康診査)を受けた 人の割合	68.1%	75%以上
	⑧ 初妊婦の妊娠期サービスの利用割合	73.4%	90%
	⑨ 地域防災リーダーに占める女性の割合	16%	30%
4 固定的な性別役割分 担意識の解消	⑩ 「男は仕事、女は家事・育児」の考え方 に反対する市民の割合	62.4%	80%以上
5 男女共同参画の意識 づくり	⑪ 男女共同参画等に関する講座・講演会 の参加人数	1,134 人	1,500 人 以上
	⑫ 「アンコンシャス・バイアス」という用 語を「内容まで知っている」市民の割合	10.8%	50%以上

【出典】①⑥⑩⑫市民意識調査、②③事業所調査、④⑤⑦⑧⑨⑪庁内資料

施策の方向	成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援 (DV対策基本計画)	⑬ ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害を自分が受けたことがある市民の割合	9.5%	5%以下
	⑭ 配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない市民の割合	16.7%	10%以下
7 多様性を認め合う意識づくり	⑮ 「LGBTQ+」という用語を「内容まで知っている」市民の割合	40.0%	70%以上
	⑯ 「東広島市パートナーシップ宣誓制度」という用語を「内容まで知っている」市民の割合	4.5%	20%以上
	⑰ 国際交流活動参加者(市が関係するもの)の満足度の割合	—	80%
8 推進体制の充実	⑱ エスポワールの認知率	19.2%	30%以上
	⑲ セミナーやイベント等への参加経験者	3.5%	25%以上

【出典】⑬⑭⑮⑯⑰市民意識調査、⑱庁内資料

【4】男女共同参画のあゆみ

		国際機関等	国	広島県	東広島市
昭和 50 年 (1975)		・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推 進本部」、「婦人問題担当 室」設置		
昭和 52 年 (1977)	国 連 婦 人 の 十 年 1976 → 1985		・「国内行動計画」策定	・女性行政の窓口を青少年 婦人対策室に設置 ・「婦人問題行政連絡協議 会」設置	
昭和 54 年 (1979)		・「女子差別撤廃条約」採択 (第 34 回国連総会)		・青少年婦人対策室を青少 年婦人課に組織改正 ・「広島県婦人対策推進会 議」設置	
昭和 55 年 (1980)		・「国連婦人の十年」中間年 世界会議開催(コペンハー ゲン) ・「国連婦人の十年後半期行 動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	・推進会議「広島県の婦人の 地位向上と社会参加を進 めるための提言」提出	
昭和 56 年 (1981)		・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点 目標」策定		
昭和 57 年 (1982)				・広島県新長期総合計画に 「婦人の地位向上と社会参 加の促進」の項目設定	
昭和 60 年 (1985)		・「国連婦人の十年」最終年 世界会議開催(ナイロビ) ・「(西暦 2000 年に向けた) 婦人の地位向上のためのナ イロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改定 ・「男女雇用機会均等法」公 布 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「労働者派遣法」公布		
昭和 61 年 (1986)			・「男女雇用機会均等法」施 行 ・「労働者派遣法」施行	・広島県発展計画に「婦人対 策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構想 発表 ・「広島県婦人対策推進懇 話会」設置	
昭和 62 年 (1987)			・「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」策定		・「東広島市婦人組織連絡 協議会」設置
昭和 63 年 (1988)				・懇話会「婦人対策推進のた めに～男女共同参加型社 会システムへの転換～」提 出 ・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会 議」設立	・「東広島市婦人対策懇話 会」設置
平成元年 (1989)				・広島県婦人総合センター 「エソール広島」開館	
平成 2 年 (1990)		・国連経済社会理事会「婦 人の地位向上のためのナ イロビ将来戦略」に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告 及び結論」採択			・懇話会「東広島市婦人対 策推進への提言」提出 ・「東広島市婦人対策基本 計画策定委員会(東広島 市女性プラン策定委員 会)」設置
平成 3 年 (1991)			・「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画(第一次 改定)」策定 ・「育児休業法」公布	・青少年婦人課を青少年女 性課に組織改正 ・「広島県女性対策推進懇 話会」設置	・「東広島女性プラン」策定
平成 4 年 (1992)			・「育児休業法」施行	・懇話会「男女共同参画型 社会の構築を目指して」提 言 ・「広島県女性プラン(第一次 改定)」策定	・「エスポワール(東広島市女 性計画推進室 21)」設置 ・「東広島市婦人組織連絡 協議会」を「東広島女性会 議」に組織改正
平成 5 年 (1993)			・「パートタイム労働法」公布・ 施行		
平成 6 年 (1994)			・総理府に「男女共同参画 室」設置 ・「男女共同参画推進本部」 設置	・「広島県婦人総合センター」 を「広島県女性総合セン ター」に名称変更	・社会課青少年女性係設置

	国際機関等	国	広島県	東広島市
平成7年 (1995)	・第4回世界女性会議及び NGO フォーラム開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」 採択	・「育児休業法」の改正、「育 児・介護休業法」公布 ・ILO156号条約(家族的責 任を有する労働者条約)批 准		
平成8年 (1996)		・「男女共同参画 2000 年プ ラン」策定		・行動計画推進状況調査並 びに実施計画作成 ・社会課青少年女性係を市 民生活課女性政策係に組 織改正 ・「東広島市男女共同参画 推進会議」設置 ・「東広島市男女共同参画 推進懇話会」設置
平成9年 (1997)		・「男女雇用機会均等法」の 改正 ・「育児・介護休業法」の改正		・「エスポワール(東広島市女 性計画推進室21)」設置及 び管理規則制定 ・「エスポワール活動推進員」 設置 ・「男女共同参画社会づくりモ デル市町村事業」実施(平 成10年まで2年間) ・「東広島市男女共同参画の まちづくり実行委員会」設置 ・「東広島市男女共同参画の まちづくりに関する市民意識 調査」実施
平成10年 (1998)			・懇話会「21世紀への男女 共同参画社会づくりのため に」提言 ・「広島県男女共同参画プラ ン」策定 ・「広島県男女共同参画推 進本部」設置	
平成11年 (1999)		・「(改正)男女雇用機会均 等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業 法」施行 ・「男女共同参画社会基本 法」公布、施行	・「広島県男女共同参画懇 話会」設置	・懇話会「東広島市における 男女共同参画社会の実現 に向けて」提言 ・市民生活課男女共同参画 係に係名変更
平成12年 (2000)	・女性 2000 年会議開催 (ニューヨーク) ・「政治宣言」、「成果文書」 採択	・「ストーカー規制法」公布 ・「男女共同参画基本計画」 策定		・「東広島市男女共同参画 推進計画」策定
平成13年 (2001)		・中央省庁再編により、内閣 府に「男女共同参画局」設 置 ・「男女共同参画会議」設置 ・「DV防止法」公布、施行 ・「育児・介護休業法」の改 正、一部施行(育児休業の 取得等を理由とする不利益 取扱い禁止等)	・青少年女性課を男女共同 参画推進室に組織改正 ・懇話会「男女共同参画に関 する条例制定に向けての基 本的な考え方について」提 言 ・「広島県男女共同参画推 進条例」公布	
平成14年 (2002)		・「(改正)育児・介護休業 法」全面施行	・「広島県男女共同参画推 進条例」施行 ・「広島県男女共同参画審 議会」設置 ・審議会に「広島県男女共同 参画の推進に関する基本 的な計画に盛り込むべき事 項」諮問 ・審議会答申	・「東広島市男女共同参画の まちづくりに関する市民意識 調査」実施 ・市民生活課男女共同参画 係を人権推進課男女共同 参画係に組織改正
平成15年 (2003)		・「次世代育成支援対策推 進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」 公布	・「広島県男女共同参画基 本計画」策定	

	国際機関等	国	広島県	東広島市
平成 16 年 (2004)		・「DV防止法」改正 ・「(改正)配偶者暴力防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正		
平成 17 年 (2005)	・北京+10(第 49 回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択(「北京宣言及び行動綱領」・「女性 2000 年会議成果文書」の再確認、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める)	・「(改正)育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定	・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申	・「男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査」実施(合併町)
平成 18 年 (2006)		・「男女雇用機会均等法」の改正	・「広島県男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ・男女共同参画推進室を人権・男女共同参画室に組織改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「東広島市男女共同参画推進計画」第 2 期実施計画策定
平成 19 年 (2007)		・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「パートタイム労働法」の改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「DV防止法」改正		
平成 20 年 (2008)		・「(改正)配偶者暴力防止法」施行 ・「(改正)パートタイム労働法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」の改正	・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正	・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 21 年 (2009)				・懇話会に「第 2 次東広島市男女共同参画推進計画策定に向けた東広島市の男女共同参画の推進に関する施策について」諮問
平成 22 年 (2010)	・第 54 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)開催(ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定	・審議会に「広島県男女共同参画基本計画(第 3 次)に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申	・懇話会「第 2 次東広島市男女共同参画推進計画策定に向けた東広島市の男女共同参画の推進に関する施策について」提言 ・「第 2 次東広島市男女共同参画推進計画」策定
平成 23 年 (2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足	・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行	・「広島県男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定 ・「広島県男女共同参画施策推進協議会」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 2 次)」策定	・人権推進課男女共同参画係を人権推進課人権推進係に組織改正
平成 24 年 (2012)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
平成 25 年 (2013)		・若者・女性活躍推進フォーラム提言 ・「DV防止法」改正	・(財)広島県女性会議が(公財)広島県男女共同参画財団に移行	・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 26 年 (2014)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行		

	国際機関等	国	広島県	東広島市
平成 27 年 (2015)	・第 59 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)開催(ニューヨーク) ・「国連持続可能な開発サミット」開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「男女共同参画基本計画(第 4 次)」策定	・審議会に「広島県男女共同参画基本計画(第 4 次)」に盛り込むべき事項」諮問	・「第 2 次東広島市男女共同参画推進計画 第 2 期実施計画(平成 27 年度～平成 31 年度)」策定 ・「東広島市男女共同参画推進懇話会」廃止 ・「東広島市男女共同参画推進審議会」設置
平成 28 年 (2016)		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正	・審議会答申 ・「広島県男女共同参画基本計画(第 4 次)」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第 3 次)」策定	・人権推進課人権推進係を人権男女共同参画課人権男女共同参画係に組織改正
平成 29 年 (2017)		・「(改正)男女雇用機会均等法」施行		
平成 30 年 (2018)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布	・広島県女性総合センター「エソール広島」移転	・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート調査」実施
令和元年 (2019)		・「女性活躍推進法の一部を改正する法律」公布 ・「DV防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正		
令和2年 (2020)	・第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合(ニューヨーク)	・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「パートタイム・有期雇用労働法」改正 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定		・「第3次東広島市男女共同参画推進計画(前期実施計画)」策定
令和3年 (2021)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー規制法」改正	・「わたらしい生き方応援プランひろしま(広島県男女共同参画基本計画(第 5 次))」策定 ・「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第 4 次)」策定	
令和4年 (2022)		・「育児・介護休業法」改正		
令和5年 (2023)		・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023(女性版骨太の方針 2023)」閣議決定 ・「改正女性活躍推進法」施行 ・「刑法」「刑事訴訟法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行		・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査」実施
令和6年 (2024)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行		
令和7年 (2025)				・「第3次東広島市男女共同参画推進計画(後期実施計画)」策定

【5】SDGs目標一覧



貧困

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



保健

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



教育

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



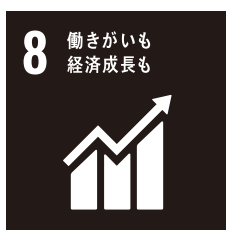
水・衛生

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



エネルギー

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



経済成長と雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



インフラ、産業化、イノベーション

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



不平等

国内及び各国家間の不平等を是正する



持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な消費と生産

持続可能な消費生産形態を確保する



気候変動

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



海洋資源

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸上資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



平和

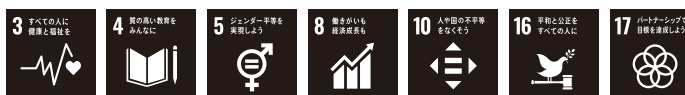
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

本計画においては、SDGsが掲げるゴールのうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、以下の目標に力を入れて施策を推進します。



【6】用語解説（五十音順）

用 語	説 明
【あ行】	
I o T	Internet of Things の略で、パソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続しているインターネットに、産業用機器や自動車、家電製品等の「モノ」をつなぐことにより、機器の遠隔操作など、多様な付加価値を生む技術のこと。
アンコンシャス・バイアス	無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。例えば「男の子だから黒いランドセル、女の子だから赤いランドセルがよい」「女性は文系、男性は理系」「年をとると頑固になる」といった偏った思い込みのこと。
育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の略称のこと。
育児休業・介護休業制度	子育てや介護など、時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援を進めるための制度のこと。
A I	Artificial Intelligence の略で「人工知能」と訳される。コンピュータが大量、多様なデータを分析し、人間の脳でしかできなかったような高度で知的な作業を、人工的なプログラムにより行えるようにした技術のこと。
S D G s	Sustainable Development Goals の略で、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」のこと。貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指している。
エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）	フランス語で「希望」を意味する。東広島市が平成4（1992）年に設置した施設で、サンスクエア東広島（西条西本町28番6号）の2階にある。情報の収集、提供や学習機会の提供などを行っている。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。
L G B T Q +	次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ（性的少数者）」とも呼ばれている。L（レズビアン）：女性の同性愛者、G（ゲイ）：男性の同性愛者、B（バイセクシュアル）：両性愛者、T（トランスジェンダー）：体と心の性別に違和感のある人、Q（クエスチョニング）：自認する性が定まらない人などの総称、+（プラス）は、アセクシュアル（他者に対して恋愛感情や性的関心を抱かない人）等を含む、多様な性の在り方を示す表記のこと。
えるぼし認定	「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」において、策定した取組状況等が優良な企業を、厚生労働大臣が認定する制度のこと。
エンパワーメント	「力を付けること」の意味で、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的あるいは文化的に力を持った存在として活躍する場を広げていくこと。
O E C D	経済協力開発機構。ヨーロッパ諸国を中心に日、米を含め38か国の先進国が加盟する国際機関のこと。国際経済、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発、ガバナンスといった分野についても、加盟国間の分析や検討を行っている。

用 語	説 明
【か行】	
キャリアコンサルタント	労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行う「キャリアコンサルティング」を行う専門家のこと。
キャリアプラン	自分が今後どのようなキャリアを積み上げていくかという「具体的な計画や見通し」のこと。
くるみん認定	「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けていること。「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」の認定を受けることができる。
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人の権利の代弁、弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。
国連サミット	平成27（2015）年9月25日から27日にかけて、ニューヨークの国連本部で開催された国際会議で、正式名称は「国連持続可能な開発サミット」。161の加盟国の首脳が出席し、新たな野心的な持続可能な開発アジェンダを採択した。
固定的な性別役割分担意識	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、例えば「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として、役割を分ける固定的な考え方のこと。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現に寄与するための法律のこと。令和6（2024）年4月に施行された。
【さ行】	
産業カウンセラー	仕事や職場の人間関係などから生じるストレスや心の問題に対するカウンセリングをはじめ、労働者が自身で問題を解決できるよう援助する役割を担う人のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれながらの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の区分を「社会的、文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的、文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーアイデンティティ	自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識（性別に関する自己意識）を指すものと解されている。
ジェンダー・ギャップ指数	スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。
ジェンダー平等	性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を共に決めていくこと。

用 語	説 明
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成 15（2003）年 7 月に制定された法律のこと。当初は時限立法であったが、令和 6（2024）年 5 月 31 日の改正法の公布に伴い、令和 17（2035）年 3 月 31 日まで再延長された。（平成 15 年法律第 120 号）
持続可能な世界	人類による地球環境の保全と利用、消費と再生とがバランスを保ち、人と自然の共存が実現できる世界のこと。
児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもの元気に安心して暮らせるよう、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行う。民生委員が児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18 歳に満たない者）について行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等の行為のこと。
指導的地位	議会議員、法人、団体等における課長相当職以上の者、専門的、技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業に従事する者のこと。
就業率	15 歳以上人口に占める就業者の割合のこと。就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていながら病気などのため休んでいる者）を合わせたもの。
女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」のこと。女性の職業生活における活躍を推進するための基本原則や国、地方公共団体及び事業主の責務等を明確にした法律のこと。
人生 100 年時代	人生が 100 歳まで続くことが当たり前となる時代を想定した考えのこと。
ストーカー行為	特定の相手への恋愛感情やその気持ちが満たされなかったことに対する恨みの感情を充足する目的により、つきまとい、まちぶせ、無言電話等の行為を反復して行うこと。異常なほどの執着心、支配欲に基づく行動で、歯止めがきかず、行動がエスカレートすることが特徴となっている。
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	政治分野における男女共同参画を推進するために、その基本原則を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らし、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした法律のこと。（平成 30 年法律第 28 号）
性的指向	恋愛や性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛など、恋愛や性愛の対象が、いずれの性別に向いているかを表すもの。
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	全ての国民が、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという基本理念に基づき、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、理念法として制定された法律のこと。国、地方公共団体及び事業主等は、知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされている。（令和 5 年法律第 68 号）
性的マイノリティ	※ 「L G B T Q +」の項目を参照
セクシュアルハラスメント	相手の意に反した不快な性的言動や行為のこと。

用 語	説 明
【た行】	
ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン	「ダイバーシティ」は、多様性を認め合い、互いに受け入れ合うことを意味し「エクイティ」は公平性を意味する。「インクルージョン」は性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが平等に機会が与えられ、一体感を持って生活できる環境があることを意味する。これらを一体化した「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）」とは、多様な人が生活や活動する組織等において、それぞれの人のニーズに合った支援をすることで、誰もが生き生きと生活し、働き、成果を出し続ける環境をつくり出すことを意味する。
多文化共生社会	国籍や民族などにかかわらず、お互いの文化の違いなどを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会で共に生きていく社会のこと。
多様性	人種や年齢、性別、能力、価値観など様々な違いがある状態のこと。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に向けて、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 11（1999）年 6 月に公布、施行された法律のこと。（平成 11 年法律第 78 号）
男女混合名簿	学校で、児童・生徒の名簿を全員の五十音順に並べる名簿のこと。「性別によらない名簿」ともいう。
地域防災リーダー	防災に関する知識及び技能を有する者として、地域の防災対策の推進及び防災意識の普及を行い、自主防災組織の育成及び充実に図り、地域防災力の向上に寄与することを目的に市が認定した人のこと。
DV防止法	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」のこと。人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することなどにより、暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された。
特定事業主行動計画（東広島市特定事業主行動計画）	職員が仕事と家庭を両立させ、安心して出産や育児を行うことができる職場づくりを行うため「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）」に基づき、策定している計画のこと。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者やパートナー、交際相手など、親密な関係にある者からふるわれる暴力のことで、身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など）、精神的暴力（大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など）、経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など）、性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要するなど）といった形態がある。
【な行】	
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ、教育・保育を一体的に行う施設のこと。

用 語	説 明
【は行】	
パートナーシップ宣誓制度	一方又は双方が性的マイノリティの二人が、性別にかかわらずお互いを人生のパートナーとして協力し支え合うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度のこと。
配偶者暴力相談支援センター	ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害を受けた人の保護や自立支援を行う上で、中心的な役割を果たす機関のこと。
パタニティハラスメント（パタハラ）	妊娠した女性を意味する「マタニティ」に対し、父性を意味する「パタニティ」からつくられた言葉で、職場などで行われる、働く男性に育児を理由として、精神的、身体的苦痛を与える「嫌がらせ行為」のこと。男性の育児休業や時短勤務などの申請を断ることは、パタハラに該当し、上司と部下の関係だけに限らず、同僚の関係でも起こることがある。
働き方改革	働く人の事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現し、成長と分配の好循環を構築し、一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指した取組のこと。
ハラスメント	様々な場面における嫌がらせやいじめなどのこと。故意か故意でないかは関係なく、他人に対する言動が相手を不快にさせることや尊厳を傷つけ、脅威を与えるようなこと。セクシュアルハラスメント（セクハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）、マタニティハラスメント（マタハラ）など、様々なハラスメントがある。
ハローワーク	公共職業安定所のこと。仕事を探す人や求人事業主に対して、様々なサービスを無償で提供する、国が運営する機関のこと。
パワーハラスメント（パワハラ）	職場などで行われる、職務上の地位や人間関係などといった権力（パワー）を利用して、精神的、身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる嫌がらせ行為のこと。業務上必要な指示や注意、指導などは、パワハラには当たらない。上司と部下の関係だけに限らず、同僚の関係でも起こることがある。
PDCAサイクル	計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく、生産、品質、取組などの管理を円滑に進めるための業務管理手法のこと。
病児・病後児保育	保護者が就労等により、家庭で病児、病後児の看病ができないときに、看護師等を配置した専用施設等で、保護者に代わって一時的に看護保育を行う事業のこと。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織のこと。
フレックスタイム制	一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業、就業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度のこと。
保育コンシェルジュ	保護者のニーズに応じて、保育施設の案内や預け先の提案、子育て関係の窓口への案内等を行う相談員のこと。
放課後児童クラブ	小学生を対象に、保護者が就労などで日中家庭にいない場合、授業終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図る事業のこと。

用 語	説 明
防災会議	「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」及び「東広島市防災会議条例（昭和 49 年条例第 114 号）」の規定に基づいて設置された機関で、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進する。
包摂的	多様な意見や価値観、文化をはじめ、社会的弱者やマイノリティー（少数者）等も含め、誰も排除することなく包括的に受け入れ、調和を図ること。（「インクルージョン」ともいう。）
【ま行】	
マタニティハラスメント（マタハラ）	職場などで行われる、働く女性に妊娠や出産を理由として、精神的、身体的苦痛を与える「嫌がらせ行為」のこと。妊娠や出産を理由とした解雇、雇用契約の変更、雇い止めなども該当する。相手は異性だけに限らず、同性同士でも起こることがある。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり「児童委員」を兼ねている。
【や行】	
要配慮者	高齢者や障がいのある人、乳幼児など、防災施策において特に配慮を要する人のこと。
【ら行】	
ライフスタイル	人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生活の様式、営み方、生き方のこと。
ライフステージ	人の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、それぞれの段階のこと。家族については新婚期、育児期、教育期、こどもの独立期、老夫婦期などに分けられる。
労働力率	就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合のこと。
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスを取り（調和を図り）、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。